

全国民闘連ニュース

第100号

1995年

6月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎543 大阪市天王寺区東上町8-36 ノーリンビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



もくじ

●続発する就職差別事件 ベトナム人高校生が受験を拒否される----- P 2

●ソンチャ子ども会1周年の集い----- P 6

続発する就職差別事件

ベトナム人高校生が受験を拒否される

朴 洋 幸

事件の経過

●事件の発端

1994年8月、大阪府立S高校に通うAさんは、卒業後の進路を決めるにあたって就職を希望した。当初、製造業の仕事を希望していたが、先生や父親と相談した結果、事務系の仕事が出来るところを探すことになった。

学校の認識としては、成績も優秀であるということもあり、Aさんの就職に関しては楽観視していたようである。そのような状態のなかで、今回の事件が発覚した。

学校は、これまで高校に求人がきていた企業の中から、泉佐野市農業協同組合（以下、農協）を選び、Aさんへ受験を促した。楽観視していた学校も、外国籍の就職であることを考慮し、農協へ事前に外国籍生徒の採用について電話で問い合わせた。しかし農協は、受験を拒否してきた。さすがに驚いた学校は、とにかく就職先を探すために、N信用組合、W銀行、T株式会社へ、電話で外国籍の採用状況について確認するが、それぞれ採用の実績がない等の返事がかえってきた。

その後、加藤産業株式会社（以下、加藤産業）を選び、ここも事前に電話で問い合わせしてみたが、加藤産業もまた受験を断ってきたのである。ちなみに、加藤産業も例年S高校から、1、2名採用している。

結局Aさんは、ニューカマーの外国人の採用もある会社に就職することになった。

●学校と会社のやりとり

①泉佐野市農業協同組合

〔学校〕本人については父親と幼少のころ日本へ来日して、小学校、中学校、高校とも日本の学校を卒業している旨説明し打診する。（早急に返事を求める）

〔農協〕「上司と相談させて下さい。」

（後日、農協より電話で連絡がある）

〔農協〕地域に密着した農協の営業方針から考えて、ベトナム籍の生徒は入ってからいろいろむづかしことがおこる可能性が高いので辞退してもらいたい。農協の体質として採用できない。他の者を紹介してもらえないか。」

②T株式会社（電話で確認）

「採用実績がない」

③W銀行(電話で確認)

「実績がない」

④N信用組合(電話で確認)

「採用するのは難しい」

⑤加藤産業株式会社

[学校]「ベトナム国籍の女子生徒を推薦したい」「本人は事務職を希望しており、御社に推薦したい。」

[加藤産業]「日常生活に不安はないか」

[学校]「不安はない」「推薦してよい
か、至急返事を頂きたい。」

[加藤産業]「支店として初めてのケース
なので、本社に相談して回答するの
で待って頂きたい。」

(後日加藤産業が学校へ訪問してくる)

[加藤産業]「今回の件は辞退させて頂
きたい。」

[学校]「なぜか。」

[加藤産業]「現場での雇用管理面にお
いて不安があり、自信がない。」

[学校]「不安とはどういうことか。」

[加藤産業]「支店として、初めての外
国籍の方の採用なので、漠然とした
不安がある。」

[学校]「具体的に説明を頂きたい。」

[加藤産業]「支店では初めてのケース
なので、受け入れ体制が十分でないと
考える。早急に検討し、来年度以降は
お受けできるような体制をつくりあげ
るので御理解願いたい。」

事件の問題点

●受験の機会さえも奪った会社の問題

農協、加藤産業とも、社内の受け入れ体制等を理由に受験の機会を拒否した。外国籍であることで、受験の機会さえも拒否することは決して許されることではない。しかも農協は、自らの職員の意識は棚に上げ、組合員の意識に転嫁し、Aさんをトラブルの対象であると、偏見をもって断っている。加藤産業も同様に、取引先の業者が多く出入りする職場であり、そこで交わされる会話などにとまどいを感じるのではないか、ということ断る理由のひとつに上げている。

つまり、両者とも「自分は差別をしないが、まわりの人が・・・」というように、自分の差別意識が何ら顧みられていない。事実確認会で明らかになったことではあるが、農協にいたっては、当初は差別をしたとは全く考えていなかったようである。後に労働部の指摘によりようやく気がついたというあり様である。

また、N信用組合、W銀行、T株式会社も同様に、最初から採用実績がないことを理由に受験の機会を奪っている。この3社については、これから事実確認会に入っていくが、数分の電話のやりとりのなかで、何の資料を確認せずに、採用実績がないと答えている点は、これまで一人も外国籍の採用がないことが予想される。

●行政指導の問題

学校からの報告によって、大阪府教育

委員会(府教委)から大阪府労働部(労働部)を通じて会社への指導が行われた。しかし、労働部の指導は、あくまでも指導に留まるため、在日外国人の就職差別をなくすための決定的なものとはなっていない。それは、次年度の求人に顕著に現れている。2社ともS高校に今年度の求人が出されていなかったのである。つまり会社は、こんなことになるならばと、高校卒の採用を差し控えてしまうのである。

さらに、これも確認会で明らかになったことではあるが、研修についても、同和問題を中心とした人権問題全般だけのものになっていた。今回に関しては、ベトナム人に対する偏見から始まったものであり、まずはベトナム人の渡日の歴史や、現状を学ぶのが普通である。自分たちが起こしたことの重大性を理解してないために、ようは指導があったのでアリバイ的な研修をただけである。そのことを指導しきれない行政指導の問題は問われるべきである。

●学校の対応の問題

今回の事件発覚は8月末、学校から府教委へ報告が上がったのは12月中旬である。大阪府は就職にかかわって違反事象が発生した場合は、即座に府教委へ報告を上げることになっている。この間学校は何をしていたのか。一つの理由としては、Aさんの就職先をみつけるために、報告より先に就職先を探していた、とい

うことである。もう一つは、やはり、来年度の採用を考えたときに、戸惑ったということである。

つまり、学校と企業のあいだには、生徒の就職に関して独自のパイプが存在する。そこで、今回のように就職差別を告発すれば「あの学校はうるさい」と思われ、求人が来なくなり、そのパイプが途絶えてしまうことを恐れるのである。

これは、S高校に限ったことではない。企業と高校との関係の中で、在日韓国・朝鮮人生徒を採用した実績のある企業へのみ就職の斡旋をする「あてはめ方式」が生まれている。さらに、S高校には存在しなかったが、在日韓国・朝鮮人の就職について「よく頑張っている」と評される学校であっても、その一方では、学校独自に採用実績のある企業リストを持ち合わせていたりするのである。

その結果生み出されることは、その時の学校の意識はどうであれ、結果として在日外国人の進路先を狭めてしまうことになるのである。そこで犠牲になるのは、やはり、在日外国人の生徒なのである。

したがって、学校が就職差別が起こった直後に、関係行政機関に報告を上げなかったことは、糾されなくてはならない。

大阪民関連は
なぜこの問題にかかわるのか

今回の就職差別事件はベトナム人生徒に関わるものである。しかし、今回のよ

うなことは、今まで在日韓国・朝鮮人生徒に対して行われていることと、全く同じ形態で繰り返されているのである。これまで在日韓国・朝鮮人に対する就職差別に関して有効な手立てを講じてこなかったために、ニューカマーの外国人に、同じ悲しみを受けさせている。

この就職差別は、ベトナム人だからではなく、国籍の違い、民族の違いによって排除しようとする日本社会の差別構造の中から生まれてきたのもであり、本質は在日韓国・朝鮮人にむけられた差別と同質のものである。

そういった観点から、私たちとしてもこの問題に取り組み、在日韓国・朝鮮人をはじめとした在日外国人に対する差別解消をめざして取り組むことにしたのである。

教育的観点から

「進路保障は教育の総和」ということは部落解放教育のなかでも言われてきた。しかし、残念ながら、在日韓国・朝鮮人教育についてはこのことはあまり問題にされてこなかったのではないだろうか。

地域を中心としてはじまった民闘連の教育活動は進路保障に全力を上げて取り組んできた。それは、子どもたちの将来に対する不安と悩みを抱える保護者の思いを真剣に受け止めたからである。また、そのような取り組みがなければ子どもたちの立ち上がりはなく、実社会にでても在日韓国・朝鮮人として生きる子どもたちの姿はなかったと言えるのではないだろうか。

つまり、在日韓国・朝鮮人の進路保障は高校現場だけの問題ではなく、小・中との連携が非常に重要なものとなってくる。在日韓国・朝鮮人の保護者は、わが子の進路の問題を小学生時より悩んでいる。本名を名のらせるにしても、結局、社会に巣立つ時、就職差別があり、まして本名で行けるのか、と大きな不安をもっているのである。

在日韓国・朝鮮人の子どもたちが、本当にのびやかに育っていくためには、在日韓国・朝鮮人教育と進路保障の取り組みがつながらなければならない。そのためには、小・中・高がどのように連携すれば進路保障を実現できるかが大きな課題ではないだろうか。

全国民闘連ニュース購読者のお願い

全国民闘連のご購読ありがとうございます。

全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、いろんな角度からの意見交換を進める機関誌として発行してきました。これらの輪を広げていくために、より多くの方々のご購読をお願い致します。

購読につきましては、事務局までご連絡下さい。

☎06-775-2185 年間購読料 3,000円

ソンチャバ子ども会 1周年の集い

李 幸 子

3年前の天下茶屋小学校での民族差別事件がきっかけとなり発足した「ソンチャバ子ども会」が、この5月で2年目を迎えることになった。そして、1周年にあたって、去る5月14日、記念の集いを開催することができた。多くの人々の熱意と協力をもとにして作られた子ども会だけに、支えてきた保護者、指導員の喜びはとても大きなものだった。

集いでは、まずはじめに、昨年まで子ども会の指導員であった文美実先生から開会にあたって、1周年にいたるまでの経過を話された。続いて来賓より、西成区人権啓発推進会をはじめ、大阪市教育委員会指導部、天下茶屋小学校、天下茶屋中学校からあいさつを頂いた。

また、記念講演では、トカッピ子ども会代表の徐正禹さんから、地域における差別の現状を、ユーモアかつ鋭い視点で語られ、地域子ども会の必要性を講演して頂いた。

その後、保護者会代表の宋貞智さんが、保護者を代表してこの1年間、辛かった、楽しかったことを回想しながら、思いを話した。そして、今年度から指導員として関わっている高敬一さんが、今年度のソンチャバの豊富もふくめて締めくくり集いを閉会した。



1周年の集いは、何とか滞りなく進められたものの、大勢の大人の前で昨年の活動報告をする子どもたち、初めて司会をする指導員、懇親会の準備をする保護者の緊張は会場に来ていただいた方々にも、伝わったのではないだろうか。

また、集いの行われた会場の前に飾られた「祝ソンチャバ子ども会1周年の集い」という垂れ幕は、子どもたちによる手作りで、周りをセットンで縁取り、カラフルに彩られたその垂れ幕は、子どもたちの元気な姿を想像させたと思う。

そして、集いの後に行われた懇談会は、保護者会の主催で行われた。飾りつけ、料理など、これもまた手作りで、大変な手間であったにもかかわらず、楽しそうに準備をしている保護者の姿は、とても生き生きとしていた。

1周年の集いが終わって、ソンチャバ子ども会は、今まで以上に大きな期待と思いを背負って歩み出そうとしてる。ソンチャバという言葉の意味通り、多くの人々が「手をつないで」いけるよう、子どもたちと共に、前進して行きたいと思う。飛躍するのはこれからだ。

子ども会が目指すもの

文 美 実

はじめに

「生涯にわたって在日韓国・朝鮮人としてのびやかに生きる」ために地域子ども会が拠点となり学校と家庭をむすびながら子どもたちへの取り組みがなされなければなりません。

ここでは、具体的にわたしたちがめざすものを述べていきたいと思います。

①集団づくり

同胞集団を育てる

在日韓国・朝鮮人児童・生徒の多くは日本の学校のなかで孤立しているか、少数点在で、孤独感を深めやすいと思います。社会のなかにある民族差別や偏見に対して声をあげていくにもたったひとりではそのパワーが生まれてきません。

自らの民族に対して肯定的なイメージをいだいたり、民族を隠したり、民族の一員であることをまったく知らされずに生きている子どももいます。

そのような状況のなかでまずわたしたちがめざすものとして同胞の仲間づくりをしていくということがあります。

同じ民族の仲間と共に生き、同じような体験をもち、韓国・朝鮮人としての葛藤や苦悩や喜びを共有できる集団のなかで、子どもたちは自らの存在を隠すことなく、生き生きと民族に対する豊かな思いを獲得していけるのだと思います。

つまり、民族に対するマイナスの思いをプラスに変換する作業がまず必要なのです。

この作業として自らの存在を否定することなく民族に対して積極的な視点をもてて、はじめて日本人との連帯が可能になるのです。なぜなら、自分の気持ちを偽って日本人の側に合わせて生きているのでは真の友情関係は結べないからです。

②在日韓国・朝鮮人問題学習

本名で生きる意義

今を生きる子どもたちのほとんどが、通称名(日本式名)で生活しています。そのこと自体が韓国・朝鮮人であることを表に出にくい社会であることの現れです。

本名(民族名)で生きているというごく当り前のことがどうして当り前でないのか、については、ソンチャバ子ども会ができたいきさつに詳しいのでここでは述べません。

私たちは、子供たちに本名で生きることがただしんどいだけでなく、共に差別をなくしていこうとする日本人とのすばらしい出会いがあることを示していきたいと思っています。

また、本名で生きる指導員が子どもたちと接することによって、本名で生きることが人間として解放された喜びがあることを知識ではなく、生身の人間の姿を通して示していきたいと思っています。

在日韓国・朝鮮人が歩んできた道

わたしたちは子どもたちと共に、わたしたちの先輩たちが歩んできた歴史について学んでいこうと思います。一世や二世の生きざまを通して生きることのすばらしさ、力強さを学び、歴史にでてくる悲惨さばかりが民族の歴史ではないことを実感し、民族のたくましさを自分のものとしていけるような取り組みをしていこうと思います。

また、先輩たちが差別撤廃のために、どのように闘ってきたかを知ることによって差別に立ち向かっていくことの大切さを実感できるような取り組みをしていきたいと思っています。

現在の人権状況の学習

たとえば、税金は納めていながら選挙権がないといったような在日韓国・朝鮮人を取り巻く現在の差別状況は子どもたちの未来に直接関わる問題です。また、戦後補償の問題や入居差別訴訟、公務員の国籍乗降問題、障害者年金問題なども実は将来の自分の問題であることに気づくことが大切です。

これらの学習と同時に国際人権規約人種差別撤廃条約などの学習を通して国際的な流れのなかで自らの現在置かれている状況を認識し、差別に対して「あきらめ」ではいけないことを学ぶことが大切です。

③学力保障

反差別の生き方に確信を持つために

日本社会のなかに潜む差別や排外、偏見といつも対峙し、「よりよく生きたい」という自分自信へのこだわりが反差別の信念をもつて生きることにつながります。しかし何が差別なのかを見抜けなかったり、こだわりを失う背景に学力の問題があります。

学力保障はそういう意味において重大なのです

夢を実現するために

今、さまざまな分野で活躍している在日韓国・朝鮮人の先輩たちがいます。大企業も、公務員も、芸術や音楽のジャンルでも、身近なところになんばっている先輩たちがいます。しかし、残念ながら、「どうせ韓国・朝鮮人はダメだ」とあきらめてしまっている子どもたちもたくさんいます。「ダメだ」とあきらめるか「絶対夢を実現させる」とがんばるか子どもがどういった集団で育つかという問題もありますが、夢を実現させる学力と正しい情報が不可欠だといえます。

自分の夢に挑戦し、それをかなえて日本社会に大いに貢献できる人になってほしいと思います。その人の生き方があとに続く在日同胞の大きなげみとなるような生き方をしてほしいと思います。

④家庭・学校と手を携えながら

以上の3点を大きな柱とし、わたしたちの取り組みをすすめていくうえで、学校と家庭との連携なくしてその教育目標は達成できないことを改めて強調しておきたいと思っています。

子どもたちはそのほとんどの生活を学校と家庭で過ごします。地域子ども会で学んでいくことと学校や家庭で学んでいくことに違いがあっては子どもが混乱するばかりです。その意味においてもまず、わたしたちは保護者の願いにそった活動に取り組んでいかなければなりません。

そのうえで、学校と連携をとりながら学校のなかで、子どもたちが民族との出会いを通してはぐくまれる自覚を結実させ、花を咲かせる場を作っていけるようにしなければなりません。

子どもたちの願いは一番大好きな学級の仲間に自分を認めてもらい、思いを受け止めてもらいたいというものなのですから。

(ソンチャバ子ども会1周年記念誌より抜粋)

「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」 研究集会

～戦後50年をみつめ、共生社会の未来を考えよう～

1995年11月10日(金)～11日(土)

豊島公会堂、豊島区民センターほか

参加費：¥3000(資料代含む)

11月10日(金) 第一日目		会場
13:30~16:30	全体会 講演①文京洙氏(立命館大学助教授) ②錦織淳氏(衆議院議員、弁護士)	豊島公会堂
11月11日(土) 第二日目		
9:30~12:30	分科会(講師) ①在日の戦後補償 ②差別解消への取り組み ③多文化共生教育 ④公務員の国籍条項 ⑤共生のための行政施策 ⑥「日本籍」在日朝鮮人の現状と課題 ⑦法的地位 ⑧地方参政権 ⑨大学生交流会	豊島区民センター ほか
14:00~16:30	全体会 シンポジウム これから私たちが求めていくもの(編)	豊島公会堂



今年は、1945年に日本が侵略戦争に敗れ、植民地支配に終止符が打たれてから半世紀をむかえます。しかし、未だに被害を与えたアジアはじめとする多くの人々への「戦後処理」「戦争責任」は果たされていません。「このままでは死にきれない」と声を上げた元従軍慰安婦、徴用・徴兵・強制連行され傷付いた人々が求めている謝罪と補償に対して、現在に至るまで責任ある真摯な対応は示されていません。また一方では、国際化が様々な所で語られ、「内なる国際化」が多くの自治体で取り込まれるようになり、在日外国人が地域の住民であること、共に生きていくパートナーであることを多くの人々との実践を通じて根付かせようとしています。

このような中で今年2月には、定住外国人の地方参政権付与について、最高裁が「憲法は国内永住者など自治体と密接な関係をもつ外国人に、地方選挙権を与えることを禁じていない」とする画期的な判断を示しました。

しかし、日本社会の実態は国籍、民族差別が原因となった教育や就職、または入居や貸付などにまつわる契約上の差別事件が生活全般にわたって後を絶ちません。現実には、本名すら使えずに民族的出身を隠している在日韓国・朝鮮人が非常に多いことに象徴されているように、日本人と共に暮らす住民として認知されるには遠い状況にあります。

国際化の時代といわれる今日、戦後50年を検証し、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人と日本人の共同作業を通じて「内なる国際化」を問い直し、共に生き共に生かし合う多民族共生社会への道筋を示していくことが一層求められています。

今年は戦後50年を迎えるにあたって、第5回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会を東京において開催いたします。皆様の積極的なご参加を呼びかけます。

主催：第5回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」

連絡先：☎162 東京都新宿区天神町68滝沢ビル4F 民族差別と闘う連絡協議会東京事務所
☎03(5228)2089 ㊟03(5228)2071

研究集会実行委員会

ただ今、協力スタッフを募集中！

第5回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会実行委員会では、協力スタッフを募集しています。研究集会にむけた様々な準備、また当日の会場設営や全体会や各分科会の運営などに、多くの人の協力が不可欠です。

国籍や職業、性別など一切問いません。特に在日韓国・朝鮮人の人権問題に興味のある方はぜひ、私たちの実行委員会に参加して下さい。よろしく願いいたします。

☎協力スタッフ受付 研究集会事務局 米金政玉(米・チンカ)まで ☎03(5228)2089 民族差別と闘う連絡協議会東京事務所